

食育を通じた家庭教育の在り方について

研究指導主事 前 田 景 子

Maeda Keiko

要 旨

近年の子どもたちの食生活の乱れは、国民健康・栄養調査の結果を見ても深刻である。高齢社会を生きる子どもたちが生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けることは、学校教育の大きな課題ともなっている。一方で、食育は本来家庭が基本となっていて行われるものであり、食育の推進のためには家庭教育の充実が大切である。本研究では、食育を通じた家庭教育の在り方を探った。

キーワード： 食育、家庭教育、家庭・地域との連携

1 はじめに

食えることは、生きるための基本であり、発育・発達の時期にある子どもの健やかな心と身体の発達には欠かせないものである。食育は、本来家庭が基本となっていて行われるものであるが、問題が多様化し、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されているところである。

家庭は、食とかわる最も中心的な場であり、一緒に食べることで、食べる楽しみを味わえるなど、重要な役割があると思われる。家庭教育は、それぞれの家庭で行われる教育であり、本来すべての家庭の責任にゆだねられ、それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきものである。しかし、近年、少子化・核家族化・地域の結び付きの希薄化など、家族や家庭を取り巻く環境が著しく変化する中で、子育てや子どもとのかかわりに悩みや不安をもつ親が増えており、家庭の教育力の低下が懸念されている。

本研究では、食育を通して家庭教育の充実が図られるよう、家庭教育の在り方について考察した。

2 研究目的

学校における食育を通して、家庭における食育の推進について考察し、家庭教育の在り方を探る。

3 研究方法

- (1) 法律や学習指導要領等における、食育の在り方についての考察
- (2) 奈良県の子どもたちの食をめぐる現状をアンケート調査結果から考察
- (3) 食育を通じた家庭教育の在り方について考察

4 研究内容

- (1) 法律や学習指導要領等における、食育の在り方

「食育」は最近よく耳にする言葉であるが、食育という言葉が、初めて多くの人の目に触れたのは、明治時代のことで、石塚左玄や村井弦斎が、體育よりも智育よりも食育が大切で

あると食育の重要性を述べている。しかし、その後、食育という言葉が、世間では広く使われることはなかった。

ア 食育基本法と食育推進計画について

食育が再び脚光を浴びるのは、平成になってからのことで、日本人の健康と食生活の関係が注目されるようになり、平成17年7月に食育基本法が施行され、それに基づき平成18年3月には食育推進基本計画が策定された（表1）。基本計画には、食育に関する施策の推進を図るために必要な基本的事項が定められており、これは都道府県や市町村の食育推進計画の基本となるものである。

学校と直接かかわりのある内容としては、「子どもの食育における教育関係者等の役割」、「学校、保育所等における食育の推進」などの部分である。

表1 食育推進基本計画のポイント

○はじめに 計画期間は平成18年度から22年度までの5年間	
2 これまでの取組と今後の展開	
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針 (1) 国民の心身の健康と増進と豊かな人間形成 (2) 食に関する感謝の念と理解 (3) 食育推進運動の展開 (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農産漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割	第3 食育の総合的な促進に関する事項 1 家庭における食育の推進 ○生活リズムの向上 ○子どもの肥満予防の推進 ○望ましい食習慣や知識の習得 ○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 ○栄養教諭を中核とした取組 ○青少年及びその保護者に対する食育推進 2 学校、保育所等における食育の推進 ○指導体制の充実 ○子どもへの指導内容の充実 ○学校給食の充実 ○食育を通じた健康状態の改善等の推進 ○保育所での食育推進 3 地域における食生活の改善のための取組の推進 4 食育推進運動の展開（食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日）） 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 6 食文化の軽傷のための活動への支援等 7 食品の安全性、栄養素の他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
第2 食育の推進の目標に関する事項 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度） (1) 食育に関心を持っている国民の割合（70%→90%） (2) 朝食を欠食する国民の割合（子ども4%→0%、20代男性30%→15%、30代男性23%→15%） (3) 学校給食における地場産物を使用する割合（21%→30%） (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合（60%） (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合（80%） (6) 食育の推進にかかわるボランティアの数（20%増） (7) 教育フォーラムの取組がなされている市町村の割合（42%→60%） (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%） (9) 推進計画を作成・実施している自治体の割合（都道府県100%、市町村50%）	第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 ○都道府県により推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

イ 学校教育における食育について

文部科学省が初めて「食育」についての定義を示したのは、平成18年中央教育審議会『審議経過報告』である（表2）。食育という概念を明確に位置付け、学校での取組とともに、家庭、地域との連携を推進した取組を行うこと、給食の時間を食育の重要な機会の一つとして積極的に活用すること、関係する教科等における食に関する指導において、学校給食を教材として積極的に活用することなどを述べている。

さらに、平成20年中央教育審議会答申に、食育は「学校の教育活動全体で取り組むことが重要である」と盛り込まれ、新学習指導要領の中に大きく位置付けられることになる。

(7) 学校給食法について

昭和29年に施行された学校給食法は、戦後の食糧難を背景に、「栄養改善」を主目的としていた。しかし、社会の状況変化に伴い、食育基本法も成立し、学校給食法も実態に合っ

表2 中央教育審議会経過報告

食育については、食事の重要性、喜びや楽しさ、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し自己管理していく能力、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的にはぐくむという観点から、食に関する指導を行うことを「食育」としてとらえ、推進することが必要である。

た内容にする必要があると判断されたことから、食育を目的に改正され、平成21年4月1日から施行される。ほかにも、教育基本法に盛り込まれた伝統文化を重視する点からも、

表3 学校教育法

第二十一条(義務教育) 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。 第二十三条(幼稚園における教育) 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

(イ) 学校教育法について

平成19年に改正された学校教育法では、表3の下線部に食育に関する記述がある。

(ウ) 幼稚園教育要領について

平成20年3月告示の幼稚園教育要領には、表4の下線部に食育に関する記述がある。

(エ) 学習指導要領について

小学校、中学校、高等学校の新学習指導要領「総則」には、表5の下線部に食育に関する記述がある。食育は、学校の教育活動全体を通じて指導を進めていくことが重要であるが、新学習指導要領に示されている各教科等と食育との関連事例を次項の表7に示す。

表4 幼稚園教育要領

第2章 ねらい及び内容 健康 1 ねらい (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 2 内容 (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。 3 内容の取扱い (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じて望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
--

表5 学習指導要領「総則」

第1 教育課程編成の一般方針 体育・健康に関する指導 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに～(略)～体育の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

ウ 奈良県における食育推進計画について

県においても食育を計画的・総合的に推進するため、平成19年3月に奈良県食育推進計画を策定した。基本理念を「食を通して健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」とし、すべての県民に食育の推進を通して身に付けたい具体的な五つの力を設定した。

- ① 食を楽しむ
- ② 食に対する感謝の気持ちを持ち、食を大切にすることを身に付ける
- ③ 食を通して規則正しい生活習慣を身に付ける
- ④ 健康な身体のために、自分に適した食を選ぶ力を身に付ける
- ⑤ 農業や地域の食文化、食の歴史を理解する

表6 校種別取組重点

「育てたい力」と具体的取組例	幼	小	中	高	特別支援
①食を楽しむ 具体的取組 ア 食べ物にふれる機会の提供 イ ふれあい給食の実施 ウ 料理教室の実施	◎	◎	○	○	◎
②食に対する感謝の気持ちを持ち、食を大切に する習慣を身に付ける 具体的取組 ア 栽培活動で生産者と交流	○	◎	○	○	○
③食を通して規則正しい生活習慣を身に付ける 具体的取組 ア 保護者への啓発 イ 「早寝、早起き、朝ご飯運動」	◎	◎	◎	○	◎
④健康な身体のために自分に適した食を選ぶ力を身に付ける 具体的取組 ア 教科学習等で知識と調理技術習得	○	○	○	◎	○
⑤農業や地域の食文化、食の歴史を理解する 具体的取組 ア 食文化の伝承者と交流	○	○	○	○	○

(保健体育課)

これらの五つの力を、どの校種で重点的に扱うかを子どもの発育・発達過程を考えてまとめたものが表6である。

表7 各教科等における食育との関連事項例（学習指導要領から一部抜粋・整理したもの）

		小学校	中学校	高等学校
各教科	体育（保健体育）	（3年及び4年） ・健康によい生活 ・体の発育・発達 （5年及び6年） ・病気の予防 ・栄養の偏りのない食事 ・望ましい生活習慣	・健康と環境 ・健康な生活と疾病の予防	・現代社会と健康と疾病の予防 ・健康の保持と増進 ・社会生活と健康 ・環境と食品の保健
	家庭（技術家庭）	・食事の役割 ・栄養を考えた食事 ・調理の基礎 ・環境に配慮した生活	〔技術分野〕 ・生物育成 〔家庭分野〕 ・中学生の食生活と栄養 ・日常食の献立と食品の選び方 ・日常食の調理と地域の食文化	〈家庭基礎〉及び消費と環境 ・生活の自立と健康 ・食事と健康 〈家庭総合〉と環境 ・生活の科学と文化 〈生活デザイン〉と文化 ・生活の設計と創造 ・食生活の健康と調理 ・家族の健康と環境 ・食生活の環境 ・食生活のデザインと実践
各教科	社会（地理歴史、公民）	（5年） ・我が国の農業や水産業	・世界と比べた日本の地域的特色 ・私たちと現代社会 ・私たちと経済	〔日本史A〕 ・国民生活や文化の動向 〔日本史B〕 ・農村漁村における生活や文化の特色 〔地理A〕 ・世界の生活文化の多様性 〔地理B〕・資源、産業 〈公民〉※内容の取扱いに「家庭科との関連を図る」と記載
	理科	（3年～5年） ・生命 ・地球	・科学技術と人間 ・植物の生活と種類 ・動物の生活と生物の変遷 ・自然と人間	〔化学〕 ・天然高分子化合物 〔生物基礎〕 ・生物の体内環境の維持
	生活	・自分自身や自分の生活		
	特別活動	〈学級活動〉 ・学校給食と望ましい食習慣の形成 〈児童会活動〉 〈クラブ活動〉 〈学校行事〉	〈学級活動〉 ・学校給食と望ましい食習慣の形成 〈生徒会活動〉 〈学校行事〉	〈ホームルーム活動〉 ・心身の健康と健全な生活 ・生命の尊重と安全な生活態度 〈生徒会活動〉 〈学校行事〉 ・健康安全行事 など
	道徳	・健康や安全に気を付け、規則正しい生活すること（節度ある生活すること）	・望ましい生活習慣、心身の健康と増進、節度ある生活 ・調和のある生活	
	総合的な学習の時間	例・地域の人々の暮らし ・伝統と文化	例・国際理解、環境、健康	例・国際理解、環境、健康

(2) 奈良県の子どもの食をめぐる現状についてのアンケート調査結果

本県の子どもたちの食をめぐる現状について、下の三つのアンケート調査結果から考察する。

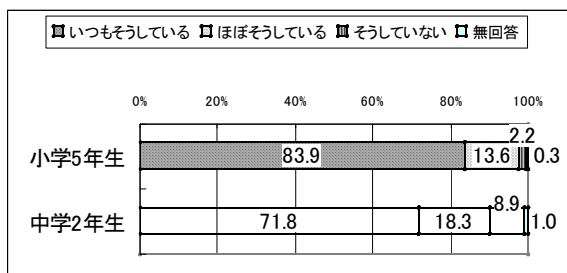
ア 幼児教育アンケート

本県の保育所、幼稚園の子どもたちは、約半数が21時までに就寝し、7時半までに起床している。しかし、保育士や幼稚園教員は、5年前の子どもと比べて、「朝からおなかをすかせ登園してくる」、「朝から眠そうな」、「早寝、早起き、食事などの生活リズムが乱れている」子どもが増えていると感じており、保護者の意識との間にずれがあることが分かった。

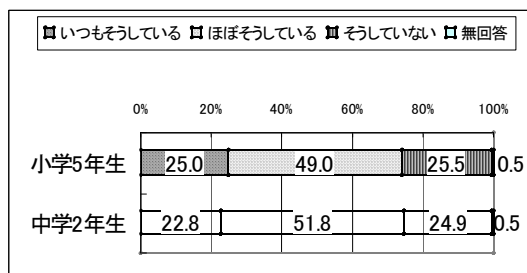
ア 教育研究所幼児教育部『幼児教育アンケート』
実施時期：平成18年7月
対象：奈良県保育所（園）の親等、幼稚園の親等、子育てサークルの親等、幼稚園の教員、保育所（園）の保育士
イ 教育研究所家庭教育部『家庭教育アンケート』
実施時期：平成19年11月～12月
対象：奈良県小学5年生とその保護者等、中学2年生とその保護者等
ウ 文部科学省『平成20年度全国学力・学習状況調査』
実施時期：平成20年4月
対象：全国小学6年生、全国中学3年生

イ 家庭教育アンケート（グラフ1）

朝食を食べていますか



家族そろって夕食を食べていますか



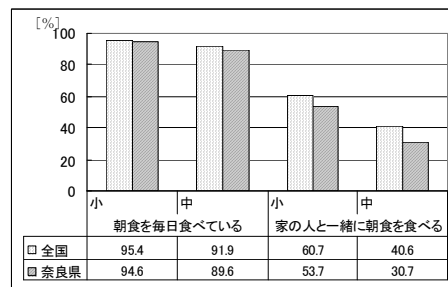
グラフ1 家庭教育アンケート

本県の小・中学生は、朝食を「いつも食べている」者は、中学生よりも小学生の方が多い。主に食べているものは、小・中学生ともに「食パン」と「ご飯」で、全体に「野菜」が少ない。朝食を食べない理由は、「食欲がない」、「食べる気がしない」、「寝過ごして食べる時間がない」などである。

また、「家族そろって夕食を食べていない」者は、小学生、中学生とも約4分の1であり、「いつも家族そろって夕食を食べている」者とはほぼ同率である。家族そろって夕食を食べていない理由は、「父親の帰宅が遅い」、「家族の帰宅時間がバラバラ」、「塾や習い事にいく」、「部活動で遅くなる」などである。

ウ 平成20年度全国学力・学習状況調査（グラフ2）

全国に比べて、本県の子どもたちは「毎日朝食をとる」ことが少なく、「家の人と一緒に普段朝食を食べる」ことが少ないという傾向がみられた。これらの割合は、小学生よりも中学生の方が減少する。



グラフ2 全国学力・学習状況調査

このように様々なアンケート調査結果からも、本県の子どもたちは塾や習い事などで生活が忙しく、共働きの家庭も多いため、家族そろって食事をする機会が少なくなっていることが分かる。こうした状況で、一人で食べる孤食が増加し、好き嫌いがあるからといって同じ食事をとらない個食も増加するなど、食に関するしつけを家庭において行うのは困難な状況にもなっている。また、中食や外食の利用回数が増えることにより、栄養のバランスが崩れ、脂肪・糖分・塩分のとりすぎで、生活習慣病にかかる人が増加し、その傾向は、子どもにも見られるようになってきているなど、新たな問題も生じてきている。

(3) 食育を通じた家庭教育の在り方

家庭教育はそれぞれの家庭で行われる教育であり、すべての教育の出発点である。教育基本法第十条（家庭教育）第一項にも「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあり、食育についても、本来は家庭においてはぐくまれるものである。家庭において、父母その他の保護者が取り組む食育は大切であり、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

ア 子どもの発育・発達過程に応じて育てたい「食を営む力」

子どもは、発育・発達過程にあり、授乳期から毎日「食」にかかわっている。子どもの発育・発達過程に応じて育てたい「食を営む力」について考えたい。

授乳期・離乳期には、安心と安らぎの中で母乳（ミルク）を飲み、離乳食を食べる経験を通していろいろな食べ物を見て、触って、味わって、自分で進んで食べようとするなど、一生を通じての食べることの基礎を作る。

幼児期には、睡眠、食事、遊びといった活動にメリハリが出てくるので、一生を通じての食事リズムの基礎を作る重要な時期になる。また、活動範囲が少しずつ広がり、好奇心が強くなるので、食への興味や関心がもてるように食べる意欲を大切にして食の体験を広げていく。

学童期、思春期は、様々な学習を通して、栄養バランスや食料の生産・流通から食卓までのプロセスなど、食に関する幅広い知識を習得していく。健康や福祉、環境問題や国際理解

など、多くの課題との関連の中で、食の広がりについて学んでいく時期である。

イ 家庭における食育

家庭での食育の実践を進めるため、平成19年に食育推進有識者懇談会が「食育推進国民運動重点事項」として、家庭における具体的な取組例を表7のように示したが、その内容は多岐にわたるものである。

乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことによって、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本と

しての食を営む力が育まれていく。このため、家庭生活の中で、子どもの発達段階に応じて取り組まれる「食」を通じた実践の中で、保護者自らも「食」についての意識を高め、健全な食生活を実践しようと努めることが大切である。

しかし、今日、家庭の教育力の低下が危惧されており、教育基本法第十条第二項に「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と示された。学校に対して、子ども自身の食生活の自立を目指し、食に関する指導の一層の充実が求められるところである。さらに、学校、家庭、地域が相互に緊密な連携を図り、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組を推進することなども大切であるといえよう。

ウ 学校(園)における家庭・地域との連携

家庭における食育を推進していくためには、学校(園)をはじめ、食育を推進する立場にある様々な担い手が、日常的な活動を通じて食育を実践するとともに、家庭や地域との連携、それぞれの担い手の連携を図るなど、様々な機会を活用して家庭への積極的な働きかけを行う必要がある。子どもの望ましい食生活の実践を目指して、平成20年度の奈良県各学校(園)の食育全体計画に、家庭・地域

と連携した取組についても、表8のように多岐にわたる実践が挙げられている。これらの取組を進めていく上で大切なことは、教育関係者の食育に関する意識の更なる向上を図り、教育が果たすべき重要な役割について自覚をもって進めていくことである。

エ 次代の親の育成

本県幼児教育アンケート調査結果からも、子育てについて、家庭でどのようにかかわればよいか親が分かっていない、という課題がみえてきた。親が親として子育てに向かえる力を育成していくことも、学校教育に求められる大切な視点であるといえよう。

思春期は、学校で習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見付け、実践し、自ら評価することにより、自分らしい食生活の実現を図っていく時期である。社会の一員として人のために役立つ活動や一緒に食べる人への気遣いなど、周りの人とかかわり、食の文化や環境に積極的にかかわることが楽しいと感じるようになる。この時期は、次代の

表7 家庭における取組例

- | |
|--|
| ① 食に関する基礎の習得
家庭等での食卓を囲む機会の増加・充実
食前・食後のあいさつの習慣化
正しいマナー・作法による食事 |
| ② 食に関する基礎の理解
もったいない活動の実践
体験活動を通じた理解の増進
食事を通じた食文化の継承
豊かな味覚の形成 |
| ③ 食に関する知識と選択力の習得・健全な食生活の実践
食の安全性に関する意識の増進
食事バランスの向上
生活リズムの向上 |

表8 奈良県各校(園)食育全体計画

(家庭、地域との連携に関する記述から一部抜粋・整理)

- | |
|--|
| ○たよりの発行等
学校(園)長・学校・学年・クラスだより
給食・食育・保健だより、学校HP |
| ○学校公開、参観日
給食試食会、弁当参観、学級懇談会 |
| ○親子の活動
栽培活動、収穫祭、親子料理教室 |
| ○PTA活動
PTAだより、家庭教育学級、講演会 |
| ○個人への対応
個人懇談会、家庭訪問 |
| ○その他
子どもの食生活実態調査、地域の行事への参加、ゲストティーチャー、給食レシピ集の配布、地域のふれあい行事、農業体験 |

親としての力を育んでいく大切な時期である。食育を通して、次代の親を育成する取組を効果的に行っていきたい。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されたことにより、次世代の子育てを担う中学・高校生への育児体験学習の機会はこれまで以上に増えてきた。教育研究所家庭・幼児教育部は、平成19年度より高校生「赤ちゃんスキンシップ」大作戦を実施している。この事業は、高校生が乳幼児やその親とふれあう体験をすることにより、将来の子育てに対する不安の軽減を図るとともに、子育ての楽しさや生命や家族の大切さ等についての理解を深めることを目的としている。

平成20年度は県立20高等学校で交流が行われたが、その中で、表9のように食育の視点での取組も多くなされている。

これらのうち、園児とお弁当を一緒に食べるという取組が、数校で実施された。園児たちは、高校生の食べる弁当に興味を示したり、会話を楽しんだりして、和やかな雰囲気の中で交流が行われていた。中には、教室にシートを敷くなどしてピクニック気分でお弁当を食べるという場面もあり、園でも工夫した環境づくりをしていただいた。

食べるのが遅い子どもと一緒に食べた高校生は、空のお弁当を食べるふりをしたり、最後の一口を残して子どもが食べるのを待っていたり、子どものペースに合わせて、時間をかけて食事をしている姿もみられた。子どもの様子をしっかりと見ながら、子ども一人一人にあった接し方をしなければならないことや、今まで家族がどのような思いで自分を育ててくれたのかということに気付いた生徒もおり、充実した時間を過ごすことができたようである。

また、保育所・幼稚園関係者の感想から、「子どもとのふれあいを通して、優しさや思いやりの心、家族のきずな、命の尊さなどを考える心を育てるよい機会となればと願っている」「次代の親となる高校生たちの心を育てる価値ある取組だと思う」など、次代の親の育ちを支えるコメントを多く得ている。

こうした取組が、将来の親を育て、ひいては家庭の教育力の向上につながっていくと信じて疑わない。

5 研究結果と考察

家庭において、子どもは基本的な生活習慣・生活能力、人への信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける。家庭の教育力の低下が指摘されている状況を直視したとき、改めて、子どもの教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であると考え。親は子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来、果たすべき役割を見つめ直していく必要があることを確認したい。親は、子どもの教育を学校だけに任せるのではなく、これからの社会を生きる子どもにとって何が重要で、どのよ

表9 高校生「赤ちゃんスキンシップ」大作戦

〔注〕〔 〕内は、雇用均等・児童家庭局報告書に示された幼児期に育てたい「食べる力」
○は、各校の取組を食育の視点から整理したもの

<p>〔おながすすリズムがもてる〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「早寝早起朝ごはん」をテーマにした寸劇 ○「早寝早起朝ごはん」の替え歌を一緒に歌う ○ 運動遊び <p>〔食べたいもの、好きなものが増える〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手作りおもちゃ等をプレゼントして一緒に遊ぶ 食育かるた、牛乳パックの3色食品の積み木 手作りクッキー、フェルトの野菜・果物 <p>〔家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○おやつや給食の時間にお手伝いをする ○園児とお弁当を一緒に食べる <p>〔栽培、収穫、調理を通して、食べ物に触れはじめる〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さつまいもの苗と一緒に植えたり、収穫する <p>〔食べ物や身体のことを話題にする〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人形劇「おおきなかぶ」 ○パネルシアター「人参さんはなぜ赤い」 ○食べ物や身体にかかわる絵本の読み聞かせ
--

うな資質や能力を身に付けていけばよいのかについて、深く考えていかねばならない。

基本的な生活習慣の基盤でもある食育は、すべての教育の原点である。食育についても、家庭教育においてこそ培われるものとの認識に立ち、親がその責任を十分果たすことを望みたい。

すでに、子どもの食については保育所、幼稚園、学校、保健機関など、地域で、様々な取組がなされている。食は広がりのある分野であり、それらの取組が、重なり合い、補い合うことによって、その広い食の世界を子どもが体験し、食への興味・関心を高めることができる。

しかしながら、特定の人々、特定の機関だけが取り組んでも、すべての子どもに豊かな食の体験の場を提供することはできない。継続的に、より広がりのある活動として進めていくためには、学校、家庭、地域がお互いに連携を図って進めていく必要があることを改めて確認したいものである。

6 おわりに

今回の研究では、食育を通じた家庭教育の在り方について、考察してきた。食育を推進していくことが家庭の教育力の向上にもつながるものである。いかにして学校、家庭、地域とが連携を図っていくか、学校が要となり様々な取組を実施していきたいものである。

参考・引用文献

- (1) 石塚左玄 (1898) 『通俗食物養生法』博文館
- (2) 村井玄齋 (1903) 『食道楽』報知社出版部
- (3) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 (2006年) 「審議経過報告」
- (4) 食育推進会議 (2006) 「食育推進基本計画」
- (5) 中央教育審議会 (2008) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」
- (6) 文部科学省 (2008) 『幼稚園教育要領』
- (7) 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領』
- (8) 文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領』
- (9) 文部科学省 (2009) 「高等学校学習指導要領」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm
- (10) 奈良県食育推進会議 (2007) 『奈良県食育推進計画』
- (11) 奈良県立教育研究所 (2007) 『家庭教育アンケート調査報告書』
- (12) 文部科学省 (2007・2008) 「平成19年度・平成20年度全国学力・学習状況調査」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm
- (13) 雇用均等・児童家庭局母子保健課 (2004) 『「食を通じた子どもの健全育成 (一いわゆる「食育」の視点から) のあり方に関する検討会」報告書』
- (14) 食育推進有識者懇談会 (2007) 「食育推進国民運動重点事項」
- (15) 文部科学省 (2007) 『中等教育資料平成19年2月号』ぎょうせい p. 72-73